

大内氏歴史文化研究会設置要綱

(趣旨)

第1条 大内氏に関わる歴史及び文化に関連する研究を行い、その拡大と深化を図るため、大内氏歴史文化研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 研究会は、次に掲げる業務について協議する。

- (1) 研究会の運営に関する事。
- (2) 研究及び調査に関する事。
- (3) 資料の収集に関する事。
- (4) 研究誌の作成及び刊行に関する事。
- (5) 講演会及びシンポジウムに関する事。
- (6) その他関連する事項に関する事。

(組織)

第3条 研究会は、別紙委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第5条 研究会の業務を行うため、委員による会議を開催する。

- 2 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、山口市教育委員会文化財保護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営について必要な事項は、会長

が研究会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

(大内文化研究会設置要綱の廃止)

- 2 大内文化研究会設置要綱は、平成17年12月14日をもって廃止する。

(大内文化研究会設置要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、廃止前の大内文化研究会設置要綱の規定によって定められたものについては、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別紙

大内氏歴史文化研究会委員

氏名	職業	住所
荏開津通彦	山口県立美術館 学芸課 主任	省 略
伊藤幸司	山口県立大学 国際文化学部 准教授	
真木隆行	山口大学 人文学部 准教授	
尾崎千佳	山口大学 人文学部 准教授	